

75歳以上(一定の障害のある人は65歳以上)のみなさんへ

後期高齢者医療保険料のお知らせ



税務課税制係 ☎(63)2117

後期高齢者医療制度が4月から始まりました。保険料は被保険者本人が納めることとなります。保険料の算定方法と徴収方法についてお知らせします。

どのような制度なの？

75歳以上の全ての人が加入する医療制度です。この制度は、医療費を国民全体で支えるためのものであり、医療給付費の5割を国・県・市が負担し、4割を74歳以下の世代が負担します。そして、残り1割を75歳以上のみなさんが負担することとなります。

保険料はどのように納めるの？

保険料は、被保険者本人が納めます。原則として年金から天引きとなりますが、人によって納め方が異なりますので、被保険者本人にお届けする通知書で年金からの天引き（特別徴収）になるか、現金での納入（普通徴収）になるかを確認してください。

なお、年金天引き（特別徴収）となるのは、介護保険料が年金から天引きされている人で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計金額が天引き対象となる年金受給額の1/2を超えない人です。

本徴収（確定）保険料の納入通知・特別徴収開始通知書のお届け日程

対象者	保険料納入に関する注意点	通知書お届け時期
・4月に仮徴収の通知が届いた人 (4月の年金から天引きになっている人)	仮徴収でお知らせしてある年間保険料に変更があった場合は、10月以降の年金天引き額を調整します。すでに過納の場合は、追って還付のお知らせをします。	7月中旬
・4月に通知が届かなかった人 (4月の年金から天引きになっていない人)	7月～9月までは現金または、口座振替で納め、10月からは年金天引きになります。ただし、天引きにならない人は、10月以降も引き続き現金で納めます。	
・社会保険などの扶養に入っていた人で年金天引きの人	4月～9月分までの保険料は納めません。10月から年金天引きになります。	
・社会保険などの扶養に入っていた人で年金天引きでない人	4月～9月分までの保険料は納めません。10月から現金または、口座振替で納めることとなります。	10月中旬

※上記の日程に変更がある場合は、改めてお知らせします。

保険料はどのように決まるの？

平成20年度の年間保険料は、平成19年中の所得をもとに計算します。

均等割額
37,800円

+

平成19年中の総所得金額等から
基礎控除(33万円)を引いた金額
×7.14%

=

年間保険料
(百円未満切捨)
上限50万円

※特例措置により社会保険などの扶養に入っていた人は今年の4月～9月分までの保険料負担はありません。
また、10月～平成21年3月分の保険料は1,800円のみ負担となります。